

大阪市水道事業管理規程第22号

大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 情報システム等の整備及び運用体制

第1節 最高情報統括責任者（第3条）

第2節 課等における体制等（第4条・第5条）

第3章 情報システム等の整備及び運用

第1節 情報システムの企画、開発及び運用（第6条―第12条）

第2節 情報通信ネットワークの整備及び運用（第13条―第17条）

第3節 総合情報システム室の整備及び運用（第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大阪市水道局（以下「局」という。）における情報システムの企画、開発及び運用（以下「情報システムの企画等」という。）、情報通信ネットワークの整備及び運用（以下「情報通信ネットワークの整備等」という。）並びに総合情報システム室の整備及び運用（以下これらを「情報システム等の整備及び運用」という。）に関し必要な事項を定めることにより、情報システム等の整備及び運用における安全性、信頼性及び適正性の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 電子計算機、電気通信回線等により情報処理の業務を一体的に行う仕組みをいう。
- (2) 情報通信ネットワーク 電子計算機を相互に接続するための通信網並びにこれを構成するハードウェア及びソフトウェアをいう。
- (3) 課等 大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。）第1条第1項に掲げる課及び同規程別表第1に掲げる事業所をいう。
- (4) 課長等 課等の長及び事務分掌規程別表第2に掲げる担当課長をいう。

- (5) 総合情報システム室 局において設置し、管理する電子計算機により情報を処理するための施設をいう。
- (6) 他の局等 大阪市D Xの推進に関する規程（令和5年達第15号）第2条第3号に規定する局等をいう。

第2章 情報システム等の整備及び運用体制

第1節 最高情報統括責任者

（最高情報統括責任者等の設置）

第3条 局に最高情報統括責任者を置き、大阪市水道局長をもって充てる。

2 最高情報統括責任者は、次の各号に掲げる事務を掌理する。

- (1) 情報システムの企画等に係る課等に対する指導及び支援に関する事務
- (2) 情報通信ネットワークの整備等並びにこれに係る課等に対する指導及び支援に関する事務
- (3) 総合情報システム室の整備及び運用に関する事務
- (4) その他情報システム等の整備及び運用に関して必要な事務

3 局に副最高情報統括責任者を置き、企画担当部長をもって充てる。

4 副最高情報統括責任者は、最高情報統括責任者を補佐する。

第2節 課等における体制等

（課等における体制）

第4条 課等の所管事務における情報システムの企画等及び情報通信ネットワークの整備等のため、課等に情報統括責任者及び情報統括主任を置く。

2 情報統括責任者は、課長等をもって充てる。

3 情報統括主任は、当該課等の所属員のうちから課長等が命じる。

4 課長等は、情報統括主任を任命したときは、速やかにその氏名を最高情報統括責任者に報告しなければならない。

第5条 情報統括責任者は、最高情報統括責任者の命を受けて、課等の所管事務における情報システムの企画等及び情報通信ネットワークの整備等に関する事務を掌理する。

2 情報統括主任は、情報統括責任者を補佐する。

第3章 情報システム等の整備及び運用

第1節 情報システム等の企画、開発及び運用

（情報システムの企画に係る承認）

第6条 情報統括責任者は、当該課等の所管事務に係る情報システムを企画しようとするとき又は既存の情報システムの変更をしようとするときは、あらかじめ当該情報システム等の企画又は変更に係る基本方針について、最高情報統括責任者に協議し、その承認を受けなければならない。

ただし、最高情報統括責任者が別に定めるものについては、この限りでない。

2 情報統括責任者は、前項の規定により承認を受けた基本方針の変更をしようとするときは、あらかじめ最高情報統括責任者の承認を受けなければならない。

3 最高情報統括責任者は、必要があると認めるときは、情報統括責任者に対して協議の実施を求めることができる。

(情報システムの開発等の実施)

第7条 情報統括責任者は、情報システムの開発又は導入をするときは、最高情報統括責任者が定める指針に従い実施しなければならない。

(情報システムの運用計画)

第8条 情報統括責任者は、情報システムを運用しようとするときは、当該情報システムの運用計画を作成しなければならない。

(情報システムの運用管理)

第9条 情報統括責任者は、最高情報統括責任者が定める指針に従い、情報システムの運用管理の方法を定め、適切に実施しなければならない。

(調達に係る承認等)

第10条 情報統括責任者は、情報システムの開発、運用又は変更に係る調達をしようとするときは、あらかじめ、仕様、調達見込額、調達方法その他最高情報統括責任者が定める事項について、最高情報統括責任者に協議し、その承認を受けなければならない。ただし、最高情報統括責任者が別に定めるものについては、この限りでない。

2 情報統括責任者は、前項の規定により承認を受けた事項について変更をしようとするときは、あらかじめ最高情報統括責任者の承認を受けなければならない。

3 情報統括責任者は、前2項の規定による承認を受けた場合において、当該承認に係る調達をしたときは、その結果を最高情報統括責任者に報告しなければならない。

(安全対策)

第11条 大阪市水道局情報セキュリティ管理規程（平成23年大阪市水道事業管理規程第1号。以下「情報セキュリティ管理規程」という。）第6条第1項に規定する情報セキュリティ責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）は、情報システムを開発、導入、運用又は変更するときは、情報セキュリティ管理規程の定めるところにより、当該情報システム及び情報システムにより処理される情報の安全対策について、万全の措置を講じなければならない。

(運用中の情報システムに係る問題点の報告等)

第12条 情報統括責任者は、運用中の情報システムについて定期的に問題点を整理し、その内容を最高情報統括責任者に報告しなければならない。

- 2 最高情報統括責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、情報統括責任者に対し必要な指導を行うことができる。
- 3 情報統括責任者は、前項の指導を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、最高情報統括責任者に対し当該措置の内容を報告しなければならない。

第2節 情報通信ネットワークの整備及び運用

(局情報通信ネットワークの整備)

第13条 最高情報統括責任者は、局において共通の基盤となる情報通信ネットワーク（以下「局情報通信ネットワーク」という。）の整備に関する指針を定め、これに基づき、局情報通信ネットワーク（次項の規定により情報統括責任者が整備を行う部分を除く。）の整備を行わなければならない。

- 2 情報統括責任者は、前項の指針に基づき、局情報通信ネットワークのうち最高情報統括責任者が定める部分の整備を行わなければならない。

(局情報通信ネットワークの運用管理)

第14条 最高情報統括責任者は、局情報通信ネットワークに係る運用管理の方法を定め、局情報通信ネットワーク（次項の規定により情報統括責任者が運用管理を行う部分を除く。）の運用管理を効率的に行わなければならない。

- 2 情報統括責任者は、局情報通信ネットワークのうち最高情報統括責任者が定める部分の運用管理を効率的に行わなければならない。

(局情報通信ネットワークに係る安全対策の指針)

第15条 情報セキュリティ管理規程第4条第1項に規定する最高情報セキュリティ責任者は、局情報通信ネットワークを運用するときは、情報セキュリティ管理規程の定めるところにより、局情報通信ネットワーク及び局情報通信ネットワークにより伝達される情報の安全対策について、万全の措置を講じなければならない。

- 2 情報セキュリティ責任者は、局情報通信ネットワークのうち最高情報統括責任者が定める部分を運用するときは、情報セキュリティ管理規程の定めるところにより、局情報通信ネットワークの当該部分及びこれにより伝達される情報の安全対策について、万全の措置を講じなければならない。

(局情報通信ネットワークの利用)

第16条 最高情報統括責任者は、局情報通信ネットワークの利用方法及び利用する際の技術的要件に係る指針を定めなければならない。

- 2 情報統括責任者は、前項の指針に基づき、局情報通信ネットワークを適切に利用しなければならない。

- 3 情報統括責任者は、局情報通信ネットワークを利用しようとするとき又は利用方法を変更し、若しくは利用を廃止しようとするときは、最高情報統括責任者に協議しなければならない。

(課等情報通信ネットワークの整備及び運用)

第17条 情報統括責任者は、局情報通信ネットワークのほか、課等において運用する情報通信ネットワーク（以下「課等情報通信ネットワーク」という。）を整備しようとするとき又は課等情報通信ネットワークを局情報通信ネットワークに接続しようとするときは、最高情報統括責任者に協議しなければならない。

- 2 情報統括責任者は、前条第1項の指針に準じて、課等情報通信ネットワークに係る運用管理の方法、利用方法及び利用する際の技術的要件に係る指針を定め、これに基づき、課等情報通信ネットワークを適切に運用しなければならない。
- 3 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理規程の定めるところにより、課等情報通信ネットワーク及びこれにより伝達される情報の安全対策について、万全の措置を講じなければならない。

第3節 総合情報システム室の整備及び運用

(総合情報システム室の整備及び運用)

第18条 最高情報統括責任者は、総合情報システム室の整備、運用、利用及び安全対策に係る指針を定め、総合情報システム室において取り扱う情報の安全対策について万全の措置を講じるとともに、効率的に運用しなければならない。

- 2 情報統括責任者は、総合情報システム室の利用に当たっては、前項の指針を遵守し、適切な対応を行わなければならない。

第4章 雑則

(他の所属による情報システム又は局情報通信ネットワークの利用等)

第19条 情報統括責任者は、他の局等の長（教育委員会事務局にあつては教育次長、危機管理監の内部組織にあつては危機管理監、財政局税務総長の所管業務に係るものにあつては財政局税務総長をいう。以下同じ。）から課等において所管する情報システム又は課等情報通信ネットワークを他の局等又は学校園（以下「他の所属」という。）において利用する旨の申出があった場合において、当該システム又は課等情報通信ネットワークにより処理されているデータの保護及び当該情報システム又は課等情報通信ネットワークの安全対策上支障がないと認めるときは、当該情報システム又は課等情報通信ネットワークを利用させることができる。

- 2 最高情報統括責任者は、他の所属の長から他の所属において局情報通信ネットワークを利用する旨又は他の所属において所管する情報システム若しくは情報通信ネットワークを局情報通信ネットワークと接続する旨の申出があった場合において、安全対策上支障がないと認めるときは、

局情報通信ネットワークを利用させ、又は局情報通信ネットワークと接続させることができる。

(施行の細目)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、最高情報統括責任者が定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市水道局 I C T 計画の推進に関する規程（平成28年大阪市水道事業管理規程第33号）は、
廃止する。